令和７年度厚生労働行政推進調査事業費
（地域医療基盤開発推進研究事業）
分担研究報告書

患者の「事前指示」の有効性等について争われた裁判例の調査

研究分担者　熊田　均　（熊田弁護士事務所）
研究協力者　山下　陽子　（今池法律事務所）

研究要旨
本調査は、患者の事前指示やDNAR（Do Not Attempt Resuscitation；心肺蘇生を試みないことの事前指示）に関連して医療側の責任が争われた裁判例を収集・分析し、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」との関係性を整理することを目的とした。調査の結果、終末期医療に関する裁判では、医療行為の実施・不実施そのものではなく、患者意思の確認、家族との対話、説明、記録化を含む意思決定プロセスが重視される傾向が示され、今後は、説明責任および意思決定プロセスの保証の重要性が高まることが示唆された。

A．研究目的

本調査は、令和６年度に実施した患者等の「事前指示」の有効性等が争われた裁判例調査に引き続き、医療に関する裁判例の中から、患者の事前指示に関連して医療側の責任が問われた裁判例について、範囲・媒体を変えて調査を行うことを目的とした。加えて、これまでに抽出した判例について、その内容をさらに精査し、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」との関係性等についての整理を試みた。

B．研究方法

5 名の受託弁護士（以下「分担者」という）により、以下の作業を行った。

（1）各自が契約する判例検索システムや刊行された判例集、医療判例雑誌等により、従前収集した以外に本件テーマに該当する裁判例がないかを調査した。その際、関連ワードから範囲を広げたり、刑事事件に関する判例についても関連するものがないかを確認した。

関連する判例が見つかった場合は、これを読み込み、本調査に必要な判例として報告をするのに相応しいかを他の分担者と協議して決定し、判例の概要要旨を作成した。

（2）上記（1）とは別に、令和６年度までに調査をした裁判例のうち、特に注目すべきものについて、さらに精査・検討を行い、当該裁判例の意義のみならず、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」との関係性についても整理を試みた。

C．研究結果

調査の結果、終末期医療における意思決定と医療行為の適否を巡る新たな裁判例が確認された。

第一に、東京地方裁判所判決（令和元年）では、救急搬送患者に対して心肺蘇生や気管内挿管を実施しなかったことが争点となった。裁判所は、家族の意思確認に関するカルテ記載や医師の記憶に十分な明確性が認められない部分はあったものの、医療者側が家族の意向を把握していたと認定し、損害賠償請求を棄却した。

第二に、大阪地方裁判所判決（令和５年）で

は、在宅看取り希望者に対し、訪問看護施設がDNAR（Do Not Attempt Resuscitation；心肺蘇生を試みないことの事前指示）を前提とする確定的合意がない状態で救急搬送を促したことについて、本人の尊厳侵害が争われた。しかし裁判所は、DNAR を含む明確な合意の存在を認めず、施設側の責任を否定した。会議では、この裁判は「治療しなかった責任」ではなく「治療したことの責任」が問題となった初期的事例として位置づけられ、今後、明確なDNAR 合意が存在する場合の判断基準が新たな争点となる可能性が示唆された。

第三に、津地方裁判所判決（令和6年）では、特別養護老人ホームにおいて看取りマニュアルに定められた意思確認や文書作成を実施しないまま治療や搬送を中止したことが問題となった。裁判所は死亡との因果関係は否定した一方で、家族への説明不足により治療を受ける機会を喪失させた精神的苦痛を認め、慰謝料100 万円を認容した。

D．考察

本調査から、終末期医療を巡る裁判実務は、単に医療行為を実施したか否かではなく、「どのような意思決定プロセスを経て実施・不実施に至ったか」を重視する方向へ変化していることが示唆された。

特に、患者意思の確認、家族との対話、医療者間での倫理的検討、記録化の有無が法的評価に影響を与えていた。DNAR や生命維持治療の終了は、結果責任ではなくプロセス責任として問われる傾向が強まっていると考えられた。また、従来は延命治療の差し控えが中心的論点であったが、今後は患者意思に反して延命治療を継続・実施した場合の人格権・尊厳侵害という方向からの訴訟展開も想定される。

E．結論

終末期医療に関する裁判例は依然として限定的であるものの、近年は患者の事前指示やDNAR、看取りに関する医療側の説明責任および意思決定プロセスの適切性が法的評価の対象となりつつあることが明らかとなった。

F．研究発表

1．論文発表

熊田 均・宮田 千佳子. 身寄りのない人の医療、介護支援と成年後見制度―事例から考える身寄りのない人を支える成年後見制度の現状と課題. 公衆衛生 90(3), 192-198. 2026.

2．学会発表

なし

G．知的財産権の出願・登録状況

なし